

## 令和5年度 第3回 徳島地方最低賃金審議会 議事録

### 1 開催日時等

日時 令和5年8月3日(木)午前9時30分～午前11時00分

場所 徳島地方合同庁舎6階会議室

### 2 出席者

(公益委員)稲倉委員 段野委員 端村委員 撫養委員 米澤委員

(労側委員)賀川委員 川口委員 辰巳委員 三木委員 山本委員

(使側委員)藍原委員 天野委員 五島委員 中村委員 脇田委員

### 3 議題

- (1) 中央最低賃金審議会の目安答申伝達
- (2) 賃金改定状況調査及び最低賃金に関する基礎調査結果
- (3) 徳島県最低賃金 金額改正の審議
- (4) 徳島県最低賃金改正決定に係る意見聴取
- (5) その他

### 4 議事

事務局(室長)

開会に先立ち、配布資料を確認します。不足等ございましたら、挙手をお願いします。傍聴人の方についても確認をお願いします。それでは、段野会長に会の進行をお願いします。

段野会長

定刻になりましたので、令和5年度第3回徳島地方最低賃金審議会を開会します。委員の皆様、よろしくお願いします。事務局は、本日の委員の出席、公開状況について報告してください。

事務局(室長)

本審議会は、最低賃金審議会令第5条により、審議会全委員の3分の2の10名以上、又は各側委員の3分の1の各2名以上の出席により成立することとなっております。本日は、10名以上の委員が出席しておりますので、本審議会は成立していることを報告します。また、本審議会は公開しております。5名の方が傍聴されております。傍聴される方は、傍聴の注意事項を守っていただくようお願いします。以上です。

段野会長

それでは、議題1について事務局から資料説明をお願いします。

事務局(室長)

議題1の説明に入る前に、景況判断について、前回の資料との差について簡単に説明させ

ていただきます。資料番号3になります。6ページになります。

月例経済報告の基調部分になりますが、景気は緩やかに回復している、としており、前月と違う部分として、企業の業況判断が、持ち直しの動きがみられる、から、持ち直している、という言葉になっております。徳島県金融経済概況では、前月との差はありません。徳島経済レポートでは、「持ち直し傾向にある」と上方修正しております。レポートの指標をご覧ください。23ページになります。「徳島経済レポート」の一枚目、自動車販売、登録台数が前年比24.2%増、公共工事の請負金額13.6%増、住宅投資の新設住宅着工戸数が前年比12.0%増など、それぞれ増加がみられます。

その次の資料が、徳島労働局が発表しております、職業安定業務統計速報になります。6枚めくって、35ページになります。徳島県の有効求人倍率は1.23倍、前月から0.01ポイント上回ったとなっております。また、次のページの6.県内の雇用失業情勢は、「求人は持ち直しの動きが緩やかになっている。足元の経済情勢等が雇用に与える影響には留意する必要があります。」と前月と同じ表現となっております。

続きまして、42ページ、倒産件数では、帝国データバンクでは6月3件、43ページの東京商工リサーチでは6月2件となっており、各年の同時期累計数を見ると増加傾向にあります。また、それぞれのデータ会社からは、7月以降ゼロゼロ融資を導入したほぼすべての企業が元本返済のタイミングを迎え、倒産が増加する可能性がある、としております。

春季の賃上げ状況については変更ありません。

続きまして、目安伝達について、別途配付している資料の一番初めの資料についてご覧ください。答申本文に公益委員見解と小委員会報告が添付されています。

答申文を読み上げます。

令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和5年6月30日に諮問のあった令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記1 令和5年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。

2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。

3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。

4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し要望する。

5 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給され

る業務改善助成金については、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充に加え、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望する。さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を要望する。

6 中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むことが必要である。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討することも必要である。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底を要望する。

7 価格転嫁対策については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有し、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月）・「改正振興基準」（令和4年7月）に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望する。また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。答申文は以上です。

ここで、4月6日にとりまとめられた「目安制度の在り方に関する全員協議会報告」において地方最低賃金審議会委員に周知することとされていた事項と、今年度の最低賃金改定の目安について、中央最低賃金審議会戎野会長代理からのメッセージを紹介させていただきます。

（中央最低賃金審議会会長代理のビデオメッセージを放映）

中央最低賃金審議会の戎野と申します。

令和5年度地域別最低賃金改定の目安について、中央最低賃金審議会答申を踏まえまして、メッセージをお伝えしたいと思います。

本来であれば、藤村会長がお伝えすべきところではありますが、会長が体調不良のため、会長代理であります私よりお話し上げたいと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

1点目はこのビデオメッセージの趣旨です。

令和5年4月6日にとりまとめられた、「目安制度の在り方に関する全員協議会報告」において、目安の位置づけの趣旨が、地方最低賃金審議会の各委員にも確実に伝わるよう、都道府県労働局への周知方法について検討することを事務局に対し要望されました。

これを受けまして、目安の位置づけの趣旨に加え、この度中央最低賃金審議会においてとりまとめられた令和5年度の最低賃金改定の目安について、地方最低賃金審議会の委員に直接伝達されるよう、私からビデオメッセージを送らせていただくこととなりました。地方最低賃金審議会の委員の皆様におかれましては、視聴いただく場を設けることとなった次第です。

視聴いただく皆様には、これから本格化する今年度の地方最低賃金額の改定に向けた議

論に向け、改めて、目安並びに今年の公益委員見解の趣旨について、理解を深める機会としていただきたいと思います。

2点目は、目安の位置付けです。

目安は、令和5年全員協議会報告や、令和5年度目安小委報告に記載しておりますとおり、「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」ことを改めて認識いただきたいと思います。

従いまして、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりとなることもあれば、目安を上回ることも、あるいは目安を下回ることもありうるものであります。地方最低賃金審議会におかれましては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌し、公労使の三者でしっかりと議論を尽くした上での決定を心がけていただきたいと思います。

3点目は、令和5年度目安のポイントです。

今年目安についても、3要素のデータに基づき納得感のあるものとなるよう、公労使で5回に渡って真摯に議論を重ねてまいりました。この結果、目安額については、Aランク41円、Bランク40円、Cランク39円となりました。

3要素のそれぞれの評価のポイントについて、簡潔にご説明申し上げます。

まず、「賃金」についてです。

連合及び経団連が公表しました賃上げ率は、30年ぶりの高い水準となっております。また、賃金改定状況調査の第4表①②の男女計及び一般・パート計についても、平成14年以降最大となる、2.1%という結果でありました。継続労働者に限定した第4表③は2.5%でありました。

次に、「通常の事業の賃金支払能力」についてです。これは、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってまいりました。各種統計資料を見ますと、改善がみられる資料もいくつかありました。

しかしながら、今年度の議論におきましては、企業の支払能力の厳しさを示すものとして、価格転嫁の状況が特に注目されました。価格転嫁が進んでいる企業も増加する一方で、転嫁が進まない企業も増えておりまして、2極化がみられました。価格転嫁が不十分な状況が、賃上げ原資確保を難しくしている状況にもつながっている、その状況にも留意をいたしました。

最後に、3要素のうち、今年度の公益委員見解で最も重視した、「労働者の生計費」についてです。ここは少し詳しく申し上げたいと思います。消費者物価指数については、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの「持家の帰属家賃を除く総合」の対前年同期比は4.3%と、全国加重平均の最低賃金の引上げ率3.3%を上回る水準でありました。

直近の月次を見ると、対前年同月比で、今年4月に4.1%、5月に3.8%、6月に3.9%となっております。昨年10月から今年1月にかけて「持家の帰属家賃を除く総合」4%超え、5%以上にも達する高い伸びとなった時期と比べますと対前年同月比の上昇幅は縮小傾向にありますが、しかしながら引き続き高い水準であります。

消費者物価指数の「総合」、とりわけ「基礎的支出項目」といった必需品的な支出項目については、経済産業省が実施するエネルギー価格の負担軽減策である「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の影響で一定程度押し下げられております。「総合」では、6月は1%ポイント押し下げられているという試算が出ております。

なお、6月の使用分から電気の規制料金の値上げが行われている上に、当該事業の適用は、9月使用分までとされておりまして、10月使用分以降の扱いについては現時点では決まっていないことを確認しております。

このような中、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要であると考えております。さらに、昨年以來、継続的に消費者物価の高騰が見られる状況であり、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの消費者物価指数の対前年同期比は4.3%と、昨年度の全国加重平均の最低賃金の引上げ率3.3%を上回る高い伸び率であったことも踏まえることが、今年度は適当と考えました。

こうした3要素のデータを総合的に勘案しまして、今年は4.3%を基準としてランク別の目安額を検討することといたしました。

次にランクごとの目安額についてです。新しい資本主義実行計画などの閣議決定文書においても、「今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点からも少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要であると考えました。

その上で、賃金改定状況調査の第4表や、消費者物価指数のランク別上昇率を見ますと、各ランクに大きな状況の差異があるとは言いがたいと思います。しかしながら、地域別最低賃金額が相対的に低い地域における負担増にも一定の配慮が必要であることから、Aランク、Bランク、Cランクの目安額の差は1円とすることが適当であると考えました。

公益委員見解で参照したデータについては、別添の参考資料としてまとめておりますので参照していただきたいと思います。また、これまで目安に関する小委員会でも提示いたしました資料については、地域別のもも含まれておりますので、適宜参照いただければと思います。

また、今般の最低賃金改定の目安は、過去最高額となる高い額でありまして、地方最低賃金審議会の委員の中には、なかなか受け入れがたいとのご意見があることも認識しております。こうしたことも踏まえまして、中央最低賃金審議会の公益委員といたしましても、今年度の最低賃金の引上げが着実にされるよう、政府に対して、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備を行うよう各種要望を例年以上に盛り込んだところであります。

具体的には、生産性向上の支援につきましては、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求めました。特に、業務改善助成金につきましては、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充と、最低賃金の地域間格差を是正しつつ引き上げていくために、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望いたしております。

さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を要望いたしました。

加えて、中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むことが必要であること、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討することも必要であることも記載いたしました。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底も要望したところであります。

さらに、価格転嫁対策については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有するとともに、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望いたしました。

4点目は、発効日についてです。

発効日については、10月1日にこだわらず、賃上げ効果を速やかに波及させるために前倒しすべきという意見もあれば、引き上げの準備のために後ろ倒しすべきという意見もあると承知いたしております。

令和5年全員協議会報告において、発効日とは審議の結果で決まるものであり、発効の時点の規定する最低賃金法第14条第2項におきましても発効日は公労使で議論して決定できるとされています。このことを、地方最低賃金審議会の委員に周知することが適当であるというふうに記載されています。この趣旨を踏まえまして、丁寧な議論を行っていただきたいと思っております。

5点目、最後になりますが、これは公労使による真摯な議論についてです。

これまで述べてきましたとおり、目安額を示す際に、様々な資料に基づいて公労使で真摯な議論を行ってきたところであります。地方最低賃金審議会におきましても、公労使による真摯な議論が行われますことを期待しております。中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果については、注目していきたいと思っております。皆様には、中央最低賃金審議会の報告も参考になさって、公労使による真摯な議論をお願いしたいと存じます。以上です。どうもありがとうございました。

(ビデオを終了する)

事務局（室長）

後ほど私から、ビデオメッセージでありました資料説明をさせていただきます。

段野会長

ただ今、本年度の目安答申に関する説明がありましたが、これについてご意見やご質問などがございましたらお願いします。労使の皆様いかがでしょうか。

川口委員

川口です。今、会長代理から目安の考え方等についてご発言いただきました。その中でもありましたが、消費者物価指数の上昇が昨年の最低賃金の上昇を上回っていた、というのが

あります。昨年、徳島県最低賃金を 855 円で結審しましたけれども、それを上回っていたということでした。様々なデータ、賃上げ状況を見ながら審議できればと思います。

中村委員

3要素につきましては、生計費、賃金、支払い能力ですけれども、今年の日安は生計費が重要視されたという風を感じております。今、消費者物価指数の話も出ましたけれども、企業物価指数も上がっております。5月の消費者物価指数が3.8%だったのですが、企業物価指数の方は5.1%ということで消費者物価指数を大きく上回っております。こうした数字も出ており、企業の方も同じように物価の上昇の影響を受けていることで労働者以上に大変な状況にあります。支払い能力を十分踏まえて議論したいと思っています。

また、価格転嫁につきましても、ビデオメッセージにありましたように二極化が進んでいるというところで、コスト上昇分の転嫁が7割以上出来ているのが4割、転嫁が全くできていない企業が2割を超えています。こうした状況は使用者としては厳しい材料が揃っていると思います。

地方最低賃金審議会に自主性の発揮を求められておりますので、より徳島の実態にあった議論を慎重に、かつ建設的にしていければと思っています。

段野会長

ありがとうございました。

その他、ご意見ありますでしょうか。付帯決議に関することでも構いませんし、この後の専門部会に出席されない委員の方で、ご意見がありましたら、お願いします。

天野委員

天野です。

今お聞きしておりましたが、物価の上昇というのは経営者といたしましては身をもって感じているところであります。私のところは製造業ですが、2年前と比べると材料費が2倍に上がっております。それだけでなく、他の工具類も今までは1~2%ぐらいが値上げの比率だったのですが、去年の3月には一度に50%上がるようになっていきます。材料費だけでなく、加工する色々な工具も1.5倍になっております。こうしたことから、いろんなところに価格転嫁をお願いしましたところ、ほとんど応じてくれません。コロナが第5類になって以降、営業関係もスムーズになりましたが価格転嫁の交渉は思ったようにいかないことがほとんどです。私たちのような一番下が大変厳しい。この中で、最低賃金を引き上げていかなければならない。先ほどもありましたけれども、コロナ関係の融資も返済が始まっています。国、徳島県もいろいろな施策をしており、再度の借り換えなどを勧めてくれるのですが、今の経営状態では助けになりません。仕事量も少し上向いて来ましたが、いつまたどういふ状況になるか分からない不安な状態です。これまでは半年先までは大丈夫、と見込みが立っていたのですが、先が見えず不安です。部品の供給関係も、特に中国からの部品は1年待ちの状態です。2年待ちよりは短くなりましたが、どうしても納期を優先する企業に間に合わせるため、単価の1.5倍で運用している状態です。使用者側としては最低賃金の引上げは厳しいところですよ。

納品するにあたって、四国から本州へ行く橋の通行料は、一般高速道路に比べて非常に高くなっています。全国で最低賃金を1,000円にするというのであれば、こうした地方の格差についても配慮いただく必要があると思います。

助成金のことですが、なかなかハードルが高い。企業が生産性を上げるために助成金を求めても、売上高が落ちていることが条件とか、いろんな条件をクリアする必要があります。いろんな条件を緩和し、制約をなくしていただくことで、助成金が使えるようになると思います。以上です。

段野会長

藍原委員をお願いします。

藍原委員

藍原です。よろしくお願いします。

観光業で申し上げますと、コロナ前の9割しか戻っていないのが現状です。東京、大阪、京都はインバウンドの効果が出ており、都市部では効果が出ていますが、まだまだ厳しい。当社の場合も、社員の生活もありますので、賃金、ベースアップもかなりしております。このタイミングで40円アップは大変厳しいと感じております。労働者の生活もありますので、経営者側も生産性を高めて、社員にも会社の現状を話したうえで賃金をどれだけアップするかというのを考えています。サービス業では、施設に関する空調などのコストが1.6倍ぐらいになって非常に苦しい状況が続いています。サービス業ですので、屋内ですとエアコン代がかかってきます。こういう状況なので賃金アップは非常に厳しいです。

サービス業では、価格転嫁するとお客様が離れる原因となります。価格転嫁して利益が上がるかどうか、最終的にしか分からないところがあります。

地域間格差の話も先ほどありました。先程のビデオメッセージでも、目安の答申は、地方審議会の審議を拘束しないとありました。そこも踏まえまして、徳島の最低賃金を決める審議をしっかりとさせていただきたいと思います。

業務改善助成金を私も申請したのですが、対象業種を広げ、使いやすいように拡充されたというお話もあったのですが、できれば速やかに払っていただきたい。審査の簡素化とは言いませんが、隅々まで調べています。それが性悪説に立っていて、労働局の審査が税金と時間の無駄使いと感じます。申請しやすいよう、申請のサポートに取り組んでいただければと思います。以上でございます。

段野会長

では労側委員はどうでしょうか。

三木委員

目安の答申額が現行方針となってから最大とマスコミでは言われています。物価の上昇を差し引くと実質的な引き上げが本当に少ない、低いです。先ほどのビデオメッセージでもありましたが、10月から6月まで物価上昇率の平均が4.8%と非常に厳しい状態です。電力など政府の補助金により価格が抑えられているところもありますが、肝心な生活必



需品等の値上げが大きいものもあります。最低賃金近傍で働く、弱い立場の人達にとってはとても深刻な状況であります。私たちのところに届いた声を紹介したいと思います。

小売業で販売を担当している女性の方です。私は出産を機に非正規で働くことを決め、生産者の方やお客さんと話すのが大好きで、この仕事を選んで6年になります。何もかもが値上がりする中、生活が苦しく、上司に時給を上げて欲しいと訴えても「検討しておきますから」と言われる。新聞やニュースで最低賃金が引上げられるという話が聞こえると、やがて時給が少し上がるとに気づきました。私の時給は最低賃金の端数を切り上げたもので、今でいうと 860 円です。いくら自分で頑張っても最低賃金が上がらないと時給が上がらないのが現実です、ということでした。

特にひとり親世帯の現実は本当に厳しいです。コロナの影響が尾を引いていたり、価格転嫁が進まないなど切実な思いがあると思います。経営者の皆様も苦しい状況であることは十分理解しておりますが、まずは賃金の底上げをしていきたいと思っております。

藍原委員も言いましたが、中小零細企業の発展につながるよう、補助金、助成金などの拡充、条件の緩和とか、手続きの簡素化をしっかりと求めながら、最低賃金近傍で働く人々の地域間格差の是正、貧困の解消に最低賃金の引上げが大変重要だと思っております。以上です。

#### 段野会長

ありがとうございます。皆様、貴重なご意見ありがとうございました。

それでは次の議題に移ります。事務局は説明をお願いします。

#### 事務局（室長）

中央最低賃金審議会の資料として配付された、今年の賃金改定状況調査結果を説明します。

今年も、答申の資料に第4表がありますので、それで説明させていただきます。目安答申の別紙1に資料が添付されています。別紙1が6ページまであり、その後ろが、参考資料、別添となっております。

参考資料は、資料表紙、1ページ目、2ページ目が春季の賃上げ妥結状況です。1ページ連発の発表になりますが、グラフの今年の一番右の数字の下側、中小賃上げでも 3.23%、中小というのは 300 人未満となります。

2ページは経団連の公表資料で、中小企業で 2.94%、ここでの中小は 500 人未満の 277 社総平均の数字となります。どちらも最大の賃上げ率となっております。

次のページから、第4表①になります。資料ページの3からになります。ABC各ランク別に、男女別、一般パート別、業種別にあります。賃金上昇率の欄ですが2%台となっております。第4表③を見てください。資料ページでいうと5ページになります。第4表③と第4表①、②の違いですが、改定状況調査票の今年の支払い賃金と昨年の支払賃金を比べて、何%の上昇、あるいは下降があったか、を見るのが①と②になります。調査票の令和5年の支払額合計と令和4年の支払額合計の比率になります。賃金がいくら上がったか、というより人件費がどれだけ上がったかの率になります。③は、昨年と今年同じ人がいるデータを集計し、何%の上昇、下降があったかを表しています。①、②は「労働時間の増減による賃金の増減」「人の入れ替えによる賃金の増減」の影響を受けております。この点ご注意ください。

さい。③についてですが、昨年、今年とも継続して勤務する労働者を集計し、どれだけの賃金上昇率であったか、を見ております。Bランクは、最も低いパートでも2.4%の上昇率となっております。①、②と③はどちらが良いというのではなく、集計の方法が異なる、違った観点で見ていると考えていただければよいと思います。なお、この改定調査は、30人未満の製造業、卸・小売、宿泊、飲食サービス業などの、第4表の業種、規模を絞った調査となります。平均的な賃金引上げ率を表しているものではありません。以上が改定状況調査結果の説明になります。

改定状況調査の資料ではありませんが、目安答申の資料について、主な資料を説明します。次の6、7ページが主な産業の売上高経常利益率の推移となっております。最も低いのが、宿泊、飲食サービスで1.1、全産業では6.3となっております。次の資料8ページでは日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移です。先行きはプラスと判断する企業が増えております。また、9ページ、中小企業景況調査による業況判断DIですが、マイナスの値となっておりますが、マイナス幅が減少傾向にあります。

価格転嫁についての資料が、10、11ページにあります。詳しい資料は、第2回目安小委員会資料の参考資料1に掲載されており、ここからの抜粋となります。

価格転嫁ができていないかの調査になります。10ページの上、真ん中辺りに、3月結果として、転嫁率が47.6%となっております。その右側の円グラフの右側に高い割合で転嫁が39.3%、一方で全く価格転嫁できていないか減額が23.5%と2極化が進んでいると分析しております。

続いて、12ページは国内企業物価指数の推移で、6月の数字が4.1%と依然と高い状態となっております。国内企業物価指数に対して、15ページに消費者物価指数があります。ランク別になっていますが、全国で6月が対前年比3.9%、これを昨年10月以降でみると4.3%となっております。

その他の目安答申に添付された資料については説明を省略します。

続きまして、第2回目安に関する小委員会での資料について説明します。

賃金分布に関する資料がございます。別資料の「第2回目安に関する小委員会」の資料4に賃金分布の棒グラフがあります。資料元は、令和4年度、昨年度の賃金構造基本統計調査になりますので、最低賃金額が改定前のもの、徳島でいえば824円となりますのでご注意ください。徳島だけの棒グラフについて、グラフの一番最後、次の資料5、最新の経済指標の動向の手前にあります。資料のページでいうと39ページの次になります。徳島の一般・短時間を合わせた棒グラフがあります。最低賃金以上で、850円、900円、1000円にグラフの山が見られます。その次のページは短時間労働者のみの棒グラフになります。ここでは、900円のところに最も高い山が見られます。短時間労働者が、より最低賃金に近いところに偏っております。

続きまして、徳島での最低賃金に関する基礎調査結果を説明します。

資料説明はこれが最後になります。

新たにグラフを追加しましたので作成が遅れました。別途配布資料の一番最後、7番目になります。これは、労働局で実施している最低賃金の調査の結果になります。

最初のページの下の集計概要をご覧ください。規模別に未満率を記載しております。未満

率というのは、現在の最賃額である 855 円を下回っている人数の割合です。規模計では 1.56%となっており、パートのみでは 1.30%となっています。平均賃金額は、全労働者では月平均賃金額が、182,255 円、時間当たり 1,343 円、パートでは月平均賃金額が 87,102 円、時間当たり 1,203 円となっており、パートの月額が 88,000 円を下回る金額になっています。次のページが基礎調査の概要になります。対象は県内全域、(3)の産業で、製造業は 99 人以下、サービス業は 29 人以下の事業場に対し、無作為抽出調査により、1 時間当たりの所定内給与額を集計しております。2 は未満率の推移になります。3 は、今年度、新たに資料に付け加えております。グラフになります。賃金分布を棒グラフで、影響率を折れ線グラフで表しております。賃金分布では、最低賃金の 855 円の山、860 円、870 円、880 円それから 900 円のところに山があることが分かります。影響率は、賃金分布の山を越える金額で、影響率が上がっています。グラフの中に、未満率の 854 円以下、1.56%と 894 円の 14.84%を記入しております。次のページ、4 が影響率の表になります。先ほどのグラフの元データです。影響率の表の見方ですが、現在の最低賃金 855 円から 40 円にアップし、895 円となった場合、895 円の欄ではなく、その一つ上の 894 円の欄を見ます。894 円以下の人数が影響を受けることになります。規模計の影響率は 14.84%となります。その次のページから、元データである総括表を添付しております。A3 版になります。これら賃金分布表の一番下の欄には、「月平均賃金額」、「時間当たり平均賃金額」「月一人当たり労働時間数」と各分位数を記載しております。「第 1・20 分位数」は時間額の分布を見たときに低い額から 20 分の 1 番目の金額、「第 1・10 分位数」は 10 分の 1 番目の金額、「中位数」は真ん中の人の金額になります。総括表は、規模別、年齢別、男女別の全労働者とパート労働者別に 4 枚あります。A3 版 4 枚の次の資料は、今年度新たに加えた資料になります。低賃金労働者の一覧表になります。調査結果から時間当たりの賃金が 854 円未満の人の一覧になります。調査結果に関する説明は以上です。

#### 段野会長

ありがとうございました。

ただ今の説明に関して、ご質問があればお願いします。

では次の議題、徳島県最低賃金金額改正の審議に移ります。

金額改正審議は、前回の第 2 回本審において専門部会で審議することとしております。

また、第 1 回専門部会を公開、第 2 回以降は、各委員の率直な意見交換、公労、公使、労使の個別に審議を進めることが発生することから、非公開と第 2 回本審において決議しております。

専門部会の委員につきましては、この後の専門部会において審議を行いますので、よろしくをお願いします。

事務局は、専門部会の日程について説明してください。

#### 事務局（室長）

資料番号 2 の審議日程をご覧ください。4 ページになります。

この第 3 回本審終了後、当会場で第 1 回徳島県最低賃金専門部会を開催いたします。第 2 回専門部会は 8 月 4 日午前 9 時から徳島地方合同庁舎 6 階会議室で、第 3 回専門部会は 8

月7日午後1時から徳島地方合同庁舎6階会議室で開催を予定しています。第3回専門部会は午後3時を目途に閉会し、その後、第4回本審を開催し、結審を行うこととします。

予備日は、昨年度のように中賃目安答申が遅れて審議日程をずらさざるを得ない場合のほか、8月7日の専門部会及び本審において、委員間の意見の相違が著しいなど、引き続き審議が必要な場合に使うことになるかと考えます。

8月7日に結審し、答申が行われた場合、異議の申し出期間後の8月23日午前11時から第5回本審を開催し、異議審議を行います。

予備日である8月10日に答申が行われた場合、異議の申し出期間が8月25日までとなるので8月28日に異議審議を行います。

なお、8月23日または8月28日は、異議審議の前に、特定最低賃金改正の必要性審議を行う合同専門部会を開催することとしております。以上です。

段野会長

ありがとうございました。

ただ今説明のあった審議日程に関して何かご意見等ございますか。

それでは次の議事に移ります。事務局は資料説明をお願いします。

事務局（室長）

意見の申出について説明させていただきます。

7月6日に開催しました第2回本審において、徳島県最低賃金の改正諮問を行いました。その際に、最低賃金法第25条第5項、同法施行規則第11条第1項の規定に基づき、意見聴取の公示を行っております。意見の申し出受付期間中に徳島県労働組合総連合から意見の申出がありました。意見書の写しが資料にあります。意見の申出にあたって、本審議会での意見陳述の希望がありました。徳島労連事務局長の森口氏になります。以上です。

段野会長

ただ今事務局から説明がありました。

意見の申出者から意見陳述の希望があるようですが、いかがいたしましょうか。私としては手短に10分以内であれば意見陳述いただいてもよいと思います。ご意見はいかがでしょうか。それでは、10分以内で意見陳述をお願いします。

森口氏（意見陳述者）

貴重なお時間をいただきありがとうございます。

意見書で書かせていただいたとおり、最低賃金の引き上げにあたって3つの指摘せざるを得ない。最低賃金が生計費を重視しているというのが、生活できる賃金にしていくべきだ。2つ目は賃金格差の問題である。3つ目が中小企業対策を抜本的に強化していく、その方法を具体的にやっていただく。この3つなのですが、意見書の資料に弁護士会からも全く同じ内容となっており、徳島労連のみならず、弁護士会もこういった観点で声明を出している。是非考慮をしていただきたい。今回、中賃が3ランクに分け、徳島はBランクですが、CからBに変わっても目安で金額が決まれば追いついていくことは非常に難しい。中賃の指標

でランクを決めるときに、20項目ぐらいの指標を並べて、徳島は東京の75%ぐらいだから、東京の最賃1,072円に対して大丈夫なんだというのが、肝心の物価指数で見れば、東京が100に対して徳島は95.2となっている。大阪は95.4ですから、物価は大阪と変わらないが賃金は大幅に違う。東京が100として徳島は95.2、東京が1,072円の場合、徳島は1,021円に相当する。ところが総合指数が75%になっている内訳を見れば、徳島の一人当たりの収入が東京に比べてどうかとかの指数が出ている。消費額などもそうですが、所得が少なければ、消費額も低いし、小売店やサービス業の一人当たりの付加価値額も下がる。購買力がなければ徳島の中小企業も非常に厳しくなる。公務員の地域手当もこの地域は低くていい、と地方を抑えてきた結果、所得は低く、購買力はないという結果になっている。今回は、75%のところを100%に引上げていくことこそが求められていると思います。是非とも今回の審議会では、皆様には、上げれるか、上げれないかというのではなく、どうやったら上げられるかを議論してもらって、昨年したように付帯決議を出していただけるということで、政府に対して強くメッセージを出してもらいたい。以上、私からの意見とさせていただきます。どうもありがとうございました。

段野会長

ご意見、ありがとうございました。傍聴席へお戻りください。

事務局は、他に意見等の提出があれば報告してください。

事務局（室長）

意見の公示期間以外に、労働団体から提出された要望書を資料として添付しております。

また、昨年はありませんでしたが、徳島弁護士会から会長声明の送付についてという文書が当審議会と徳島労働局長あて届いております。最低賃金の大幅な引上げを求めるものです。

別資料の5番目になりますのでご確認ください。

段野会長

委員の皆さま、徳島県最低賃金改正の審議に当たりましては、ただ今のご意見も参考としてまいりたいと存じます。

最後の議題、その他に移ります。事務局から何かありますか。

事務局（室長）

失礼します。前回、第2回の本審において、あり方検討小委員会の添付資料のうち、申し合わせ事項について再検討しましたので、資料番号4として添付しております。ご確認くださいいただければと存じます。

段野会長

本日の審議は以上ですが、他にご意見等ございませんでしょうか。皆さま、よろしいでしょうか。事務局は、この後の専門部会について連絡をお願いします。

事務局（室長）

本日、この後、この会場で第1回専門部会を開催いたします。本審閉会後に会場を設営します。11時より専門部会を開始しますので、開始時刻までに専門部会の委員はお集まりください。また、第1回専門部会は公開としております。引き続き傍聴を申し込まれている方は、開始時刻の10分前には会場にお戻りいただくようお願いいたします。

段野会長

それでは、本審議会はこれで閉会といたします。ありがとうございました。

（閉会）